

平成25年12月1日

神奈川県知事

黒岩 祐治 殿

第151回全国禁煙アドバイザー育成講習会 参加者一同

日本禁煙科学会 理事長 高橋 裕子

## 平成25年度神奈川県受動喫煙防止条例の見直しに関する 第151回全国禁煙アドバイザー育成講習会（神奈川）参加者の要望

平成22年4月に施行された神奈川県受動喫煙防止条例（以下、本条例と略）においては、あらゆる公共的空間での禁煙の原則が貫かれています。本条例によって、公衆衛生上の重大な課題である受動喫煙防止が推進されたことはすばらしいことです。本条例の施行により、多くの喫煙者が禁煙するきっかけを得られたこともたいへんに喜ばしいことでした。

しかしながら、この条例による受動喫煙防止は十分なものではありません。今年度、本条例の見直しにあたり、日ごろから神奈川県内において禁煙支援に携わる立場の者が集いタバコ規制枠組み条約に基づいて以下の点について要望を提出します。

### 1. 受動喫煙防止の徹底

受動喫煙防止とは、喫煙場所を確保することではありません。最も効果的な受動喫煙防止はあらゆる場の禁煙化です。禁煙化は喫煙者に対し、禁煙の機会を提供することにもつながります。受動喫煙防止を徹底するために、以下の点を要望します。

- (ア) 第1種施設における喫煙所の設置を禁止し、敷地内禁煙とする。
- (イ) 小規模施設での罰則規定の例外措置の撤廃
- (ウ) 職場における受動喫煙防止の包含

### 2. 条例の内容および受動喫煙の害の周知徹底

神奈川県の調査において本条例の周知度は低下してきている実態に鑑み、以下の点を要望します。

- (ア) 本条例の根拠となっている受動喫煙の害について周知徹底する。
- (イ) 小規模飲食店においても本条例の努力義務が課せられているにも関わらず、受動喫煙を防止する必要がないと誤解している場合がある。本条例に対する誤解を解消し、条例の主旨を周知徹底するために、対象施設に対する戸別訪問をより一層、充実強化する。

### 3. 喫煙防止措置の追加

最も効果的な受動喫煙の防止は、喫煙の防止であることに鑑み、以下の点を本条例または神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に追加することを要望します。

- (ア) 青少年に対する喫煙防止教育を徹底する。
- (イ) 未成年喫煙者禁煙治療への補助制度を制定する。
- (ウ) 未成年者の喫煙を容認した場合の保護者、販売店などへの指導を強化する。
- (エ) 神奈川県を禁煙特区とし、県のタバコ規制権限を強化し、自動販売機の禁止、価格の引き上げ、写真入り警告表示の義務付けなどタバコ規制枠組み条約の主旨を徹底する。
- (オ) タバコ規制枠組み条約の主旨を法制化し遵守するよう国に対し要望する。

※要望書は、「151回禁煙アドバイザー育成講習会（神奈川 12. 1）実行委員会」より神奈川県がん対策課を通して黒岩知事へ提出して頂きました。

※上記の要望書は、要望書文面を編集し直したもので、実際の要望書とは異なります。